

＊北海道公報		発行 北 海 道 (総務部法制文書課) 電話 011-231-4111 (内線 22-264) FAX 011-232-1385 印刷 富士プリント(株)
目次		ページ
告 示		
○平成16年度鳥獣保護区の存続期間の更新の一部改正..... (自然環境課)		51
○有害興行の指定..... (生活文化・青少年室)		51
○救急病院及び救急診療所の認定の一部改正..... (医療政策課)		51
○救急病院及び救急診療所の申出の撤回..... (医療政策課)		52
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出..... (農業支援課)		52
○土地改良区の役員の住所変更の届出..... (農業支援課)		52
○土地改良事業の工事の完了の届出..... (農業施設管理課)		52
○道営土地改良事業の工事の完了..... (農業施設管理課)		52
○農地保有合理化事業の実施に関する規程の廃止の承認..... (農業経営課)		53
○農地保有合理化事業の実施に関する規程の承認..... (農業経営課)		53
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)		53
○知事権限に係る保安林の指定の解除..... (治山課)		53
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更..... (治山課)		53
○道路の供用の開始..... (道路整備課)		54
○道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路整備課)		54
支庁告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....		54
○建築基準法による道路の位置の指定.....		55
告 示		
北海道告示第797号		
平成16年北海道告示第816号 (平成16年度道指定鳥獣保護区の更新) の一部を次のように改正する。		
平成17年10月28日		
北海道知事 高 橋 はるみ		
45(3)存続期間の事項中「平成36年 9 月30日」を「平成17年10月31日」に改める。		
北海道告示第798号		
北海道青少年保護育成条例 (昭和30年北海道条例第17号) 第 4 条第 1 項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。		
平成17年10月28日		
北海道知事 高 橋 はるみ		
興行の種別	興 行 の 題 名	制作会社又は配給会社
映 画	SEXマシーン 卑猥な季節	新 東 宝 映 画
同	女サギ師 いらん痴肉	オーピー映画
同	痴漢電車 エッチな痴女に御用心	同
同	タブロイド	東 北 新 社
同	乱れ三姉妹 うねる萌え尻	オーピー映画
指定の範囲	指 定 の 理 由	
全 部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため	
北海道告示第799号		
昭和62年北海道告示第1770号 (救急病院及び救急診療所の認定) の一部を次のように改正する。		
平成17年10月28日		
北海道知事 高 橋 はるみ		
札幌市の項医療法人札幌円山整形外科病院の事項中「平成17. 9.30」を「平成20. 9.30」に改め、同項医療法人社団カレスサッポロ形成外科メモリアル病院の事項中「札幌市北区36条西 8 丁目 1 番25号 平成17. 9.30」を「札幌市北区北36条西 8 丁目 1 番25号 平成20. 9.30」に改め、同項医療法人社団明日佳桜台江仁会病院の事項を削り、医療法人サンブラザ新札幌循環器病院の事項中「平成17. 9.30」を「平成20. 9.30」に改める。		
函館市の項函館市医師会病院の事項中「平成17. 9.30」を「平成20. 9.30」に改める。		
旭川市の項医療法人中島病院の事項中「平成17. 9.30」を「平成20. 9.30」に改める。		
釧路市の項道東勤医協釧路協立病院の事項中「平成17. 9.30」を「平成20. 9.30」に改める。		
帯広市の項中帯広脳神経外科病院の事項を削る。		
北見市の項総合病院北見赤十字病院の事項、医療法人治恵会北見中央病院の事項中「平成17. 9.30」を「平成20. 9.30」に改める。		
苫小牧市の項医療法人社団養生館苫小牧日翔病院の事項中「平成17. 9.30」を「平成20. 9.30」に改める。		
千歳市の項千歳脳神経外科の事項を削り、同項市立千歳市民病院の事項中「同」を「平成20. 9.30」に改める。		
幌加内町の項幌加内町国民健康保険病院の事項中「平成17. 9.30」を「平成20. 9.30」に		

改める。
羽幌町の項北海道立羽幌病院の事項中「苫前郡羽幌町栄町94番地 平成18. 1.31」を「苫前郡羽幌町栄町110番地 平成20. 9.30」に改める。

北海道告示第800号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による次の救急病院及び救急診療所から、同項の申出を撤回する旨の届出があった。

なお、届出のあった救急病院及び救急診療所の所在地及び申出撤回日は、省略し、北海道保健福祉部医療政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成17年10月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

医療法人社団明日佳桜台江仁会病院（札幌市）

帯広脳神経外科病院（帯広市）

千歳脳神経外科（千歳市）

北海道告示第801号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、江差土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成17年10月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成17.10. 7	理 事	小 林 克 夫	檜山郡江差町字柳崎町234番地
同	同	同	沢 口 辰 雄	同 字鯨川町377番地
同	同	同	川 村 信 夫	同 字中網町43番地
同	同	同	鈴 木 朝 雄	同 字越前町146番地
同	同	同	吉 田 喜代志	同 字小黒部町430番地 2
同	同	同	小笠原 道 昭	同 字水堀町344番地
同	同	監 事	佐 藤 幸 男	同 字水堀町122番地
同	同	同	渡 辺 正	同 字越前町158番地
退 任	平成17.10. 6	理 事	小 林 克 夫	同 字柳崎町234番地
同	同	同	沢 口 辰 雄	同 字鯨川町377番地
同	同	同	川 村 信 夫	同 字中網町43番地
同	同	同	笠 原 一 雄	同 字越前町102番地
同	同	同	吉 田 喜代志	同 字小黒部町430番地 2
同	同	同	小笠原 道 昭	同 字水堀町344番地

同	同	監 事	佐 藤 幸 男	同	字水堀町122番地
同	同	同	渡 辺 正	同	字越前町158番地

北海道告示第802号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、てしおがわ土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があった。

平成17年10月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

理 事 ・ 氏 名		住		所			
		変	更	前	変	更	後
理 事	佐 藤 仁 志	上川郡剣淵町第12区1578番地の123			上川郡剣淵町東町2288番地		
同	成 田 和 彦	同	第 3 区9396番地		同	旭町193番地	
同	江 口 敏 廣	同	第 4 区9023番地		同	南桜町176番地	
監 事	磯 川 久 夫	同	第10区7891番地		同	東町1364番地	

北海道告示第803号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、鷹栖町の行う土地改良（共栄第3地区基盤整備促進〔基盤整備〕（農道））事業の工事を平成17年8月31日に完了した旨の届出があった。

平成17年10月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第804号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成17年10月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	完 了 年 月 日
常 川	畑地帯総合整備〔担い手育成型〕（暗きよ、土層改良、農用地造成）	平成16.11.30
同	同 （農道）	同 17. 1.14
同	同 （区画整理）	同 13.12.20
南 東	同 （土層改良）	同 15.12.19
同	同 （暗きよ、区画整理）	同 17. 1.11
同	同 （農道）	同 17. 2.18

北海道告示第805号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定により、道央農業協同組合から申請のあった農地保有合理化事業の実施に関する規程の廃止を次のとおり承認した。

平成17年10月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | |
|----------------|----------------------|
| 1 農地保有合理化法人の名称 | 道央農業協同組合 |
| 2 農地保有合理化事業の種類 | 農地売買等事業 |
| 3 廃止年月日 | 平成17年11月1日 |
| 4 廃止する理由 | 財団法人道央農業振興公社に業務移管のため |

北海道告示第806号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第7条第1項の規定により、財団法人道央農業振興公社から申請のあった農地保有合理化事業の実施に関する規程を次のとおり承認した。

平成17年10月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | |
|---|--------------|
| 1 農地保有合理化法人の名称 | 財団法人道央農業振興公社 |
| 2 農地保有合理化事業の種類 | |
| (1) 農地売買等事業（農業経営基盤強化促進法（以下「法」という。）第4条第2項第1号に掲げる事業）のうち、農用地等を借り入れて、当該農用地等を貸し付ける事業 | |
| (2) 農地貸付信託事業（法第4条第2項第2号の2に掲げる事業） | |
| (3) 研修等事業（法第4条第2項第4号に掲げる事業） | |
| 3 承認年月日 | 平成17年10月18日 |

北海道告示第807号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成17年10月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | |
|-------------------|---|
| 1(1) 解除予定保安林の所在場所 | 様似郡様似町字冬島214の1・字幌満114の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。） |
| (2) 保安林として指定された目的 | 土砂の流出の防備 |
| (3) 解除の理由 | 道路用地とするため |
| 2(1) 解除予定保安林の所在場所 | 様似郡様似町字冬島214の1・字幌満114の1（以上 |

2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道日高支庁経済部林務課及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第808号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成17年10月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | |
|--------------------|---|
| 1(1) 解除に係る保安林の所在場所 | 河東郡音更町字中音更西6線15の18・字中音更西8線15の13（以上2筆について次の図に示す部分に限る。） |
| (2) 保安林として指定された目的 | 風害の防備 |
| (3) 解除の理由 | 農道用地とするため |
| 2(1) 解除に係る保安林の所在場所 | 河東郡音更町字豊田東4線35の6（次の図に示す部分に限る。） |
| (2) 保安林として指定された目的 | 風害の防備 |
| (3) 解除の理由 | 用排水路用地とするため |
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び音更町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第809号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成17年10月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | |
|-------------------------------|----------------------------------|
| 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 | 枝幸郡枝幸町・歌登町（以上2町について次の図に示す部分に限る。） |
| (2) 保安林として指定された目的 | 土砂の流出の防備 |
| (3) 変更後の指定施業要件 | ア 立木の伐採の方法 |
| (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 | |
| 枝幸町・歌登町（以上2町について次の図に示す部分に限る。） | |

- (イ) その他の森林については、主伐に係る代採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保 枝幸郡歌登町（次の図に示す部分に限る。）
安林の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更に係る保 枝幸郡枝幸町（次の図に示す部分に限る。）
安林の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁経済部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第810号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成17年10月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日

道路 芦別赤平線 赤平市百戸町東1丁目49番1地先から 平成17.10.28
赤平市エルム町2番1地先まで

北海道告示第811号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により平成17年10月29日に道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成17年10月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類	道道				
2 道路の路線名、縦覧場所及び区域					
路線名及び縦覧場所	区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
上土幌土幌音更線 北海道帯広土木現業所	河東郡音更町木野大通西3丁目2番34地 先から河東郡音更町木野大通西3丁目1 番1地先（一般国道241号交点）まで	前	10.00mから 14.50mまで	103.63m	一般国道241号 重複L=9.30m
	河東郡音更町木野大通西3丁目2番34地 先から河東郡音更町木野大通西3丁目1 番5地先（一般国道241号交点）まで	前	22.00mから 32.20mまで	108.55m	一般国道241号 重複L=9.80m
		後	22.00mから 32.20mまで	108.55m	一般国道241号 重複L=9.80m
長流枝内木野停車場線 北海道帯広土木現業所	河東郡音更町宝来南1条8丁目2番4地 先から河東郡音更町木野大通東5丁目3 番10地先（一般国道241号交点）まで	前	7.50mから 43.00mまで	2,314.65m	一般国道241号 重複L=10.50m 道道帯広浦幌線 重複L=2,304.15m
	河東郡音更町宝来南1条8丁目2番4地 先から河東郡音更町木野大通東2丁目1 番28地先（一般国道241号交点）まで	前	16.50mから 63.00mまで	2,121.00m	一般国道241号 重複L=10.50m 道道帯広浦幌線 重複L=220.00m
		後	16.50mから 63.00mまで	2,121.00m	一般国道241号 重複L=10.50m 道道帯広浦幌線 重複L=220.00m

支 庁 告 示

北海道後志支庁告示第11号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成17年10月28日 北海道後志支庁長 伊 東 和 紀 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) リール式散水施設 5 台 (2) その他散水施設 調整弁140個ほか 全54品目 2 落札を決定した日 平成17年10月 5 日 3 落札者の氏名及び住所 (1)ア 氏 名 株式会社 サンスイ興業 イ 住 所 北海道北見市小泉413番地10 (2)ア 氏 名 古河総合設備株式会社 イ 住 所 東京都大田区羽田4 丁目 3 番 1 号 4 落札金額 (1) 20,370,000円 (2) 69,720,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成17年 8 月26日付け北海道後志支庁告示第 5 号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道後志支庁総務部会計課 (2) 所在地 北海道虻田郡倶知安町北 1 条東 2 丁目 北海道日高支庁告示第 7 号 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。 その関係図面は、北海道日高支庁経済部建設指導課及び浦河町役場に備え置いて、一般の縦覧に供する。 平成17年10月28日 北海道日高支庁長 細 越 良 一 1 指 定 番 号 日建指第1140号 2 指 定 年 月 日 平成17年10月20日 3 道 路 の 位 置 浦河郡浦河町向が丘西 2 丁目568-16、568-17 4 道 路 の 幅 員 6.00m 5 道 路 の 延 長 78.84 m	6 申請者の住所及び氏名 浦河郡浦河町向が丘西 2 丁目567番地の 6 佐 藤 慎 一
--	---

--	--